



(電子版)

info@jikosoren.jp

2016年 第3号 2016年10月27日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel.03-3875-8071 fax.03-3874-4997

労基法違反率バス81%、ハイタク84%

厚生労働省 監督指導・送検状況を公表

厚生労働省は9月16日、自動車運転者を使用する事業場に対する平成27(2015)年の監督指導、送検の状況を公表しました。

厚労省HP：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000137013.html>

全国の労働局や労働基準監督署などの労働基準監督機関が、トラック、バス、タクシーなど

の自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検の状況について取りまとめたものです。

労働基準関係法令違反は、全体で85%、バス81%、ハイタク84%でした。改善基準告示違反は、全体で63%、バス54%、ハイタク43%でした。

また、重大または悪質な違反として送検したのは60件でした。

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況

平成27(2015)年1～12月、厚生労働省労働基準局監督課

		トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計
監督実施事業場数		2,783	226	486	341	3,836
労働基準関係法令違反事業場数		2,390 85.9%	184 81.4%	410 84.4%	274 80.4%	3,258 84.9%
主要違反事項	労働時間	1,729 62.1%	115 50.9%	222 45.7%	177 51.9%	2,243 58.5%
	休日	158 5.7%	14 6.2%	30 6.2%	14 4.1%	216 5.6%
	割増賃金	625 22.5%	52 23.0%	135 27.8%	82 24.0%	894 23.3%
改善基準告示違反事業場数		1,944 69.9%	123 54.4%	208 42.8%	154 45.2%	2,429 63.3%
改善基準告示違反事項	総拘束時間	1,254 45.1%	73 32.3%	115 23.7%	93 27.3%	1,535 40.0%
	最大拘束時間	1,544 55.5%	88 38.9%	160 32.9%	114 33.4%	1,906 49.7%
	休息期間	1,216 43.7%	37 16.4%	57 11.7%	80 23.5%	1,390 36.2%
	最大運転時間	599 21.5%	18 8.0%		35 10.3%	652 17.0%
	連続運転時間	947 34.0%	29 12.8%		73 21.4%	1,049 27.3%

注1.「労働基準関係法令の違反事業場数」「改善基準告示違反事項」欄は、何らかの労働基準関係法令、改善基準告示の違反が認められた事業場数

2.「違反事項」欄は、当該事項についての違反が認められた事業場

3.下段は、監督実施事業場数に対する割合(%)

自動車運転者を使用する事業場に係る
労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

厚生労働省労働基準局監督課

上段：監督実施事業場数／中：労働基準関係法令違反事業場数／下：改善基準告示違反事業場数

年 (1～12月)	項目	トラック関係	バス業	ハイヤー・ タクシー業	その他	合計
H1 1989	監督実施	4,404	72	1,080	-	5,556
	法令違反	-	-	-	-	-
	告示違反	2,296 52.1%	28 38.9%	569 52.7%	-	2,893 52.1%
H15 2003	監督実施	3,040	90	462	455	4,047
	法令違反	2,332 76.7%	72 80.0%	383 82.9%	337 74.1%	3,124 77.2%
	告示違反	1,753 57.7%	58 64.4%	257 55.6%	180 39.6%	2,248 55.5%
H16 2004	監督実施	3,036	75	485	440	4,036
	法令違反	2,318 76.4%	59 78.7%	408 84.1%	324 73.6%	3,109 77.0%
	告示違反	1,761 58.0%	49 65.3%	243 50.1%	162 36.8%	2,215 54.9%
H17 2005	監督実施	2,755	118	911	450	4,234
	法令違反	2,151 78.1%	85 72.0%	745 81.8%	335 74.4%	3,316 78.3%
	告示違反	1,629 59.1%	70 59.3%	419 46.0%	140 31.1%	2,258 53.3%
H18 2006	監督実施	2,792	166	932	413	4,303
	法令違反	2,186 78.3%	105 63.3%	784 84.1%	313 75.8%	3,388 78.7%
	告示違反	1,644 58.9%	91 54.8%	493 52.9%	147 35.6%	2,375 55.2%
H19 2007	監督実施	2,609	252	712	385	3,958
	法令違反	2,076 79.6%	207 82.1%	611 85.8%	290 75.3%	3,184 80.4%
	告示違反	1,592 61.0%	165 65.5%	384 53.9%	149 38.7%	2,290 57.9%
H20 2008	監督実施	2,581	324	667	353	3,925
	法令違反	2,102 81.4%	259 79.9%	588 88.2%	276 78.2%	3,225 82.2%
	告示違反	1,656 64.2%	196 60.5%	370 55.5%	141 39.9%	2,363 60.2%
H21 2009	監督実施	2,485	254	751	371	3,861
	法令違反	1,980 79.7%	195 76.8%	671 89.3%	282 76.0%	3,128 81.0%
	告示違反	1,516 61.0%	140 55.1%	385 51.3%	140 37.7%	2,181 56.5%
H22 2010	監督実施	2,666	177	779	371	3,993
	法令違反	2,159 81.0%	144 81.4%	660 84.7%	274 73.9%	3,237 81.1%
	告示違反	1,687 63.3%	109 61.6%	341 43.8%	150 40.4%	2,287 57.3%
H23 2011	監督実施	2,789	214	639	389	4,031
	法令違反	2,264 81.2%	170 79.4%	554 86.7%	284 73.0%	3,272 81.2%
	告示違反	1,774 63.6%	133 62.1%	296 46.3%	136 35.0%	2,339 58.0%
H24 2012	監督実施	4,325	570	552	560	6,007
	法令違反	3,517 81.3%	518 90.9%	482 87.3%	407 72.7%	4,924 82.0%
	告示違反	2,751 63.6%	415 72.8%	241 43.7%	233 41.6%	3,640 60.6%
H25 2013	監督実施	3,016	363	523	377	4,279
	法令違反	2,500 82.9%	282 77.7%	464 88.7%	267 70.8%	3,513 82.1%
	告示違反	1,980 65.6%	174 47.9%	222 42.4%	134 35.5%	2,510 58.7%
H26 2014	監督実施	2,765	262	502	378	3,907
	法令違反	2,311 83.6%	195 74.4%	438 87.3%	296 78.3%	3,240 82.9%
	告示違反	1,845 66.7%	147 56.1%	206 41.0%	175 46.3%	2,373 60.7%
H27 2015	監督実施	2,783	226	486	341	3,836
	法令違反	2,390 85.9%	184 81.4%	410 84.4%	274 80.4%	3,258 84.9%
	告示違反	1,944 69.9%	123 54.4%	208 42.8%	154 45.2%	2,429 63.3%

注. - は調査・集計の項目が異なる

公定幅運賃の下限を引き下げ 下限割れ事業者が営業している地域が対象

各運輸局は10月21日までに、7つの交通圏で公定幅運賃の下限の引き下げを公示しました。公定幅運賃は改正タクシー特定地域特措法で導入され、特定・準特定地域で適用されます。初乗運賃が上限～下限の間で10円刻みで決まっていますが、事業者はその範囲内で運賃を決めなければならない、下限を下回る場合には改善命令が出されることになっています。ところが、下限割れの事業者から「値上げを強制するものだ」などとして裁判が起こされ、各地の裁判所で、下限の決め方に不合理があり、違法との国側敗訴の判決が相次ぎました。

このため国土交通省では6月、下限を決める際には下限割れで営業している事業者の実績も含めて計算するとの通達を出し、実際に下限割れ事業者が営業している地域については下限を見直すこととしました。

対象となったのは、札幌など11の地域で、そのうち下表の7つの地域で下限が引き下げられました。7つ以外の愛知・知多、滋賀・湖南交通圏は、再計算しても下限は据え置き、愛知・名古屋と福岡・福岡交通圏は、運賃改定の申請が出されていて改定見込みのため、その際に設定されることとなります。

公示がされた地域のうち青森と大阪市域交通圏については初乗距離短縮の運賃も合わせて公示されました。公定幅運賃を決める際には、地域協議会の意見を聞くことになっていますが、その際に地域協議会から初乗距離短縮運賃設定の意見が出された場合に設定されることになっています。事業者は基本の運賃でも初乗距離短縮の運賃でもどちらも選べます。すでに新運賃が適用されている青森の場合、小型車の初乗で基本の運賃が660円から580円まで9種類、それぞれに初乗距離短縮の運賃が設定され、計18種類もの運賃設定が可能となるなか、新下限の初乗距離短縮を選択する事業者がいて、実際に値下げ競争が発生しています。

公定幅運賃の下限を引き下げた交通圏

交通圏	公示	適用	主流車種	従来		新 引下 下限 げ額	
				初乗 km	上限 円		下限 円
札幌	2016/10/21	2016/11/20	普通	1.6	670	～ 640	630 -10
青森	2016/8/24	2016/9/23	小型	1.5	660	～ 620	580 -40 *
大津	2016/10/21	2016/11/20	普通	1.3	530	～ 500	480 -20
京都市域	2016/10/21	2016/11/20	小型	1.7	610	～ 590	550 -40
大阪市域	2016/10/21	2016/11/20	中型	2.0	680	～ 660	640 -20 *
神戸市域	2016/10/21	2016/11/20	中型	1.8	680	～ 650	630 -20
徳島	2016/10/17	2016/11/16	中型	1.5	570	～ 540	530 -10

* 青森と大阪市域は初乗距離短縮運賃も同時に公示、同運賃は地域協議会において初乗距離短縮運賃設定の意見が出された場合に設定される

知多・湖南は据え置き、名古屋・福岡は運賃改定見込みのため改定時に行う予定

主な地域の公定幅運賃（上限～下限の各運賃）

青森交通圏 小型車 初乗距離を短縮する場合の運賃

	基本の運賃		初乗距離短縮		時間距離併用 (共通) 分'秒" 円
	初乗 km 円	加算 m 円	初乗 km 円	加算 m 円	
上限運賃	1.5 660	339 90	1.161 570	339 90	2' 5" 90
B運賃	1.5 650	344 90	1.156 560	344 90	2' 5" 90
C運賃	1.5 640	350 90	1.150 550	350 90	2' 10" 90
D運賃	1.5 630	355 90	1.145 540	355 90	2' 10" 90
E運賃	1.5 620	361 90	1.139 530	361 90	2' 10" 90
F運賃	1.5 610	367 90	1.133 520	367 90	2' 15" 90
G運賃	1.5 600	373 90	1.127 510	373 90	2' 15" 90
H運賃	1.5 590	379 90	1.121 500	379 90	2' 20" 90
下限運賃	1.5 580	386 90	1.114 490	386 90	2' 20" 90

大阪市域交通圏 中型車 初乗距離を短縮する場合の運賃

	基本の運賃		初乗距離短縮		時間距離併用 (共通) 分'秒" 円
	初乗 km 円	加算 m 円	初乗 km 円	加算 m 円	
上限運賃	2.0 680	266 80	0.936 360	266 80	1' 40" 80
B運賃	2.0 670	270 80	0.920 350	270 80	1' 40" 80
C運賃	2.0 660	274 80	0.904 340	274 80	1' 40" 80
D運賃	2.0 650	278 80	0.888 330	278 80	1' 45" 80
下限運賃	2.0 640	283 80	0.868 320	283 80	1' 45" 80

京都市域交通圏 小型車（初乗距離短縮の設定なし）

	基本の運賃		時間距離併用 (共通) 分'秒" 円
	初乗 km 円	加算 m 円	
上限運賃	1.7 610	313 80	1' 55" 80
B運賃	1.7 600	318 80	1' 55" 80
C運賃	1.7 590	324 80	2' 0" 80
D運賃	1.7 580	329 80	2' 0" 80
E運賃	1.7 570	335 80	2' 5" 80
F運賃	1.7 560	341 80	2' 5" 80
下限運賃	1.7 550	347 80	2' 5" 80